

令和3年12月17日

告示

当財団は、本日 JBC 試合ルール第 15 条、JBC 倫理規定第 5 条及び JBC 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、ハラダボクシングジム（以下「ハラダジム」という）所属ボクサーである亀田京之介（ライセンス No.47317）選手を令和 3 年 11 月 13 日より 6 ヶ月間のライセンス停止処分とする。

理由：ハラダジム亀田京之介選手は、令和 3 年 11 月 13 日の試合後、レフェリーの裁定への不満からレフェリーに暴言を吐くとともに、退場中に客席の椅子を蹴るなどの行為を行った。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は亀田京之介選手を令和 3 年 11 月 13 日より 6 ヶ月間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 JBC 試合ルール第 15 条、JBC 倫理規定第 2 条及び JBC 制裁規定第 2 条第 2 項第 2 号に基づき、ハラダジムのクラブオーナーである原田剛志（ライセンス No.19648）氏を戒告処分とする。

理由： 当財団は、原田剛志が上記記載の事実についてクラブオーナーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション